

◇医療・看護・介護・福祉の役立つ情報、元気が出る！医労連のホームページをご覧ください
<http://www.aichi-irouren.jp/>

愛知県医労連 09秋闘速報④

発行 2009年8月6日 愛知県医労連・原副委員長

連絡先 〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3労働会館本館403

TEL052-883-6955 FAX052-883-6956 E-mail irouren@roren.net

＜各労組・支部の「ニュース」など情報を送って下さい＞

増員闘争の成果、前進情報は、ニュースですべての労組員に宣伝しましょう

全国200万、愛知県10万人体制で ゆき届いた看護、働き続けられる職場めざそう

看護職の切実な要求と怒り爆発で 愛知県知事宛増員署名の大波を 何としても

看護職員的大幅増員を！

【重要】

7次看護職員需給見通し検討会情報

◆第7次看護職員需給見通し策定方針が決定！

政府厚生労働省は、第7次看護職員需給見通しに関する検討会を今年、5月から7月まで合計3回開催し、2011年から2015年年までを対象期間とする見通しの策定に向けて、策定方針案と調査票案を決定しました。

今後、厚生労働省から各都道府県に、策定方針と調査票が9月初旬までに配布され、各都道府県は各医療機関に対し配布・回収、来年2010年1月中旬までに各都道府県毎のとりまとめを行った上で、厚生労働省に報告する、こととなっています。

(注) 看護職員需給見通し、とは

政府が5年ごとに看護職員の社会的な需要と供給バランスを推計し全国で必要な看護師の増員計画を立てる。前回（第6次計画）は期間は2006年4月から2011年3月末まで。全国では看護職員の増員は、131万人→140万人（9万2000人増員）とし愛知は5万→6万4,000人（約1万人増員）の計画です。

第7次見通し、策定方針のポイントと 問題点??

え! ? 今後のあるべき具体的な勤務条件の 項目が大幅に削除された調査票に...

* 基本情報(削除項目 ×)

地域医療支援病院の承認、指定介護療養型医療施設の指定、手術台数、分娩数
診療報酬の届け出状況

* 勤務条件(削除項目 ×)

8項目あった全てが、削除され、「勤務条件」に一括されました

労働時間、出産者、産前産後休業者、育児休業者数、介護休業者数、代替要員
年次有休休暇、夜勤体制

* 看護職員配置計画→増員・減員要因(削除項目 ×)

夜勤体制充、看護配置充実・改善、専門性の高い看護師配置
新人看護師研修体制、定年制度見直し、看護職員確保の方策

* 部門別看護師の配置数(削除項目 ×)

* 就業形態別看護師の配置数(削除項目 ×)

< 1 > 策定方針(案)概要

(1) 策定方針では、①需給見通しの策定方法、②各都道府県の調査方法、③需要数の推計、④供給数の推計などを柱とし、就業の現状とあわせて、各施設の看護の質向上や勤務環境の改善を盛り込むとし、全体を積み上げて算定する(各都道府県での計画を集計して、その合計数を政府の見通しとする、の意味)、としています。

(2) 調査票は看護部長など担当責任者が記入し、施設長の下承を得る。需要数は看護職員必要数を施設ごとに推計し、病床過剰地域では増床しないことを基本として行う。供給数は一定の政策効果も加味して都道府県が推計。

就業者数・新卒就業者数・再就業者数を合わせた数から、退職などによる職員の減少数を差し引いて算出する方法を示しました。

< 2 > 前回(第6次計画)との相違点は、ここ

- ・見通しの策定にあたって前提とする「勤務条件」が、個別項目ら→一括
- ・各都道府県の計画策定にあたり、検討会開催する→開催ができる

(1) 前回(第6次見通し)では、主に2点で従来にない前進面を含んでいました。
①国だけでなく都道府県にも検討の場(「検討会」)を設ける、②計画の作成にあたっては、「前提とされる勤務条件」が提示され、具体的な勤務条件の改善を見通した計画作りが念頭におかれた点で、従来にない前進を含んでいました。しかし、各都道府県が全体としてそれを共通ベースで策定できなかった点が、課題とされ弱点

を残しました（愛知は、政府・検討会に委員を送り、愛知としての検討会の開催も、前提とする勤務条件の改善も含んだ計画作りも、しっかり取り組み評価されました）。



（２）ところが、第7次の調査票では、「各部門等」として「医療の高度化や在院日数の短縮化等を踏まえた看護体制（施設基準）を考慮。医療ニーズの高い外来患者や日帰り手術の増加などを考慮。……と、概ね、こういった点では、前回と同じですが、労働条件改善項目では、全面的に調査項目が消されてしまっています。

例えば「医療密度の高い一般病床は3人以上の夜勤体制、過大な時間外は削減のための増員、手術台1台につき3人以上など」、6次見通しでは細目に渡り指定していた調査内容が大幅に消されています。

資料

（1）第7次看護職員需給見通し策定方針(案)

（2）第6次および第7次の調査票比較一覧

全国の日本医労連の仲間と団結して 大幅増員の大運動を起こしましょう

**（1）愛知10万人体制めざす
愛知県知事宛署名を集めましょう**

**（2）夜勤実態調査(6月勤務表)を必ず
全組合が提出してください(愛知医労連まで)**

**（3）看護労働実態調査、に取り組みましょう
用紙は到着次第、各組合に配布します
9月から、愛知5,000枚回収が目標**

第7次看護職員需給見通し策定方針（案）

1 需給見通し策定の必要性

国は、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づく看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的指針において、医療提供体制等を踏まえた需給見通しに基づいて看護師等の養成を図ることが求められており、看護職員の需給見通しは、看護職員確保の基本的な資料として、概ね5年毎に通算6回にわたり策定してきたところである。

第6次の看護職員需給見通しは、看護職員の業務密度、負担が高くなっていること、患者本位の質の高い医療サービスを実現する必要があることから、看護職員を質・量ともに確保することが求められていることを踏まえ、平成18年から平成22年までの5年間の需給見通しを策定したところである。

一方、平成21年3月にとりまとめられた厚生労働大臣主催の「看護の質の向上と確保に関する検討会中間とりまとめ」では、①少子化による養成数の減少などを踏まえた長期的な需給見通しについてや、②看護職員の確保のために、働く意向がある潜在看護職員を把握する仕組みづくり、多様な勤務形態の導入や院内保育所の整備などにより就労継続及び再就業の支援体制を強化することなどの推進策が求められ、これらを総合的に勘案して第7次看護職員需給見通しを策定することとされたところである。

これらを踏まえ、平成23年以降についても、引き続き需給見通しを策定するものである。

2 策定の方法

(1) 策定方針

① 今後の医療ニーズの増大や看護の質の向上が求められていることに鑑み、看護職員の就業の現状と同時に、各施設における看護の質の向上や勤務環境の改善などを見込んだ場合の看護職員の需要数について把握するが、供給については、一定の政策効果も加味する。

② 実態を適切に把握するため、各施設の協力を得て、より精度の高い調査の実施に努める。

なお、算定に当たっては、看護職員全体を積み上げることとするが、助産師については別掲とする。

また、専門・認定看護師の配置について再掲する。

(2) 調査の方法

都道府県は、需要数・供給数について都道府県毎に積み上げを行い、厚生労働省で取りまとめる。

(3) 調査票の記入者

看護担当責任者（看護部長等）が記載する。なお、提出にあたっては、各施設（所）長に了承を得るものとする。

(4) 需要数の推計方法

- ① 看護職員の必要数を施設ごとに推計する。
- ② 各施設における看護の質の向上や勤務環境の改善などを見込む。
 - ※ 短時間正規雇用職員及び非常勤職員については、需給見通しの策定に当たり、所定労働時間を基に常勤換算する。
 - ※ 各都道府県において需要数を積み上げて推計する場合に、未提出・未記入施設や抽出調査の推計に当たっては、提出・記入のあった全施設や抽出調査のあった全施設を積み上げた計数の伸び率を勘案して推計する。

(5) 供給数の推計方法

都道府県が推計するものとする。

なお、算定式は次のとおりとする。

年当初就業者数 + 新卒就業者数 + 再就業者数 - 退職等による減少数

- ※ 常勤及び非常勤の実人員を把握する。なお、同様に、短時間正規雇用職員及び非常勤職員については、需給見通しの策定に当たり、所定労働時間を基に常勤換算する。

- ※ 「年当初の就業者数」は、本実態調査の就業者数（6/1 現在）、同年実施の医療監視又は県で把握している従事者数とする。

- ※ 「新卒就業者数」は、県内新卒に県外からの新卒転入者数を加えた数とする。
県内新卒：卒業見込数に県内就職率を乗じた数
新卒転入者：年当初就業者数に新卒転入者率を乗じた数

- ※ 「再就業者数」は、年当初就業者数に再就業率を乗じた数とする。
再就業率：本実態調査の再就業者の実績又は各都道府県ナースセンターの就職率

- ※ 「退職者数」は、年当初就業者数に退職者率を乗じた数とする。
退職者率：本実態調査の退職者の実績

(6) 見通し期間

平成23年から平成27年までとする（5年間）。

(7) 都道府県の需給見通し結果報告期限

平成21年9月から、各都道府県において調査に着手し、平成22年1月中旬までに集計のうえ、厚生労働省に提出する。

3 各都道府県の調査方法

(1) 実態調査の実施方法

各調査対象施設に調査票を送付し、各施設が現状及び今後の経営方針を踏まえて記入したものの集計を踏まえ、都道府県が取りまとめる。

- ① 以下の施設については、全数調査を基本とする。
病院、有床診療所、介護老人保健施設、訪問看護ステーション、助産所、介護老人福祉施設、看護師等学校養成所、保健所、市町村、その他行政機関
- ② 以下については、既存統計資料の活用又は抽出調査でも可とする。
無床診療所、介護保険関係施設等（介護療養型医療施設、介護老人保健施設、介護老人福祉施設を除く）、社会福祉施設、事業所（行政機関を除く）、研究機関、その他

(2) 調査項目

- ① 需給見通しの策定に直接関係のある調査項目に加え、各施設における看護職員の離職防止策の取組など、看護職員確保対策の参考となる調査項目を盛り込んだ調査とする。
- ② 各都道府県においては、必要に応じて、地域の特性を考慮し、独自の調査項目を追加する。

※ 各都道府県において、関係団体、有識者、住民代表等の参加協力を得て、需給見通しに係る検討の場を設置（既存の審議会等の活用を含む）しても差し支えない。

4 需要数の推計

(1) 推計の留意事項

推計にあたっては、改善可能な需要数とし、各施設とも以下を考慮するものとする。

- ① 看護の質の向上
 - ア 看護職員の配置の充実
 - イ 研修体制の充実 等
- ② 勤務環境の改善
 - ア 育児休業、介護休業
 - イ 年次有給休暇 等

(2) 施設毎の推計の考え方

① 病院

現状及び以下の病床数や各部門の事由を考慮し推計する。

ア 病床数

- ・ 病床過剰地域については、増床しないことを基本とする。
- ・ 病床非過剰地域については、必要病床の範囲内において、具体的に整備の計画がされているものを基本とする。
- ・ 今後の医療計画見直しや医療費適正化計画との整合性を配慮する。

イ 各部門等

- ・ 病棟部門および外来部門

医療の高度化や在院日数の短縮化等を踏まえた看護体制（施設基準）を考慮する。

医療ニーズの高い外来患者や日帰り手術の増加などを考慮する。

専門看護師・認定看護師の配置を考慮する。

産科・産婦人科病棟においては、分娩件数、産前・産後のケア、育児不安への対応等を考慮する。

院内助産所・助産師外来における助産師の配置

- ・ 病院管理・看護管理部門

病床規模に応じた専任のリスクマネージャーや地域医療連携のための担当者、労務管理・研修企画などのマネジメント機能の強化などを考慮する。

- ・ 訪問看護部門

在宅療養の増加、在宅ケアの推進を考慮する。

- ・ その他

研修体制の充実・見直し等

② 診療所

ア 有床診療所

現状及び今後の動向を踏まえて推計する。

特に、産科診療所においては、分娩件数、産前・産後のケアを考慮する。

イ 無床診療所

現状及び今後の動向を踏まえて推計する。

③ 助産所

現状及び今後の動向を踏まえて推計する。

④ 訪問看護ステーション

医療ニーズの高い在宅療養者の増加等今後の需要状況を踏まえて推計する。

⑤ 介護保険関係（訪問看護ステーションを除く。）

介護予防における医療と介護の連携など介護保険事業支援計画を考慮する。

ア 介護療養型医療施設

イ 介護老人保健施設

ウ 介護老人福祉施設

入所者の状態に応じ、夜間配置を考慮する。

エ 居宅サービス

デイサービス、デイケア、ショートステイ、グループホーム、ケアハウス、在宅介護支援センター等

- ⑥ ⑤ウ、エ以外の社会福祉施設及び在宅サービス
現状及び今後の動向を踏まえて推計する。
児童福祉施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設、身体障害者更生援護施設
- ⑦ 看護師等学校養成所
看護師等学校養成所の新設・廃止等の状況を踏まえて推計する。
実習指導の充実を考慮する。
- ⑧ 保健所・市町村
現状及び今後の動向を踏まえて推計する。
- ⑨ 事業所、研究機関等
現状及び今後の動向を踏まえて算定する。

5 供給数の推計

(1) 新卒就業者数

学校養成所の新設、廃止等の予定、学生・生徒の入卒状況、進学、就業動向を踏まえて推計する。

新卒者の域外流出・流入については、厚生労働省から提示する入学状況及び卒業生就業状況調査結果を考慮する。

(2) 再就業者数

実態調査及びナースバンク等を通じて把握した再就業者数の現状及び今後の動向を踏まえて推計する。

(3) 退職等による減少数

退職、他の都道府県への移動等による減少を踏まえて推計する。

第6次調査票と第7次調査票の比較一覧

	第6次 調査票① 病院	第7次 調査票① 病院
1 基本情報		
①名称	○	○
②住所	○	○
③設置主体	○	○
④地域医療支援病院等の承認	○	×
⑤指定介護療養型医療施設の指定	○	×
⑥病床の種別とその数	○	○
⑦入院患者数及び外来患者数	○	○
⑧手術台数	○	×
⑨分娩件数	○	×
⑩診療報酬の届出状況	○	×
⑪入所定員		
⑫利用者数、分娩件数		
2 看護職員就業状況		
(1) 就業状況		
①就業形態別	○	○
②年齢別	○	×
③部門別	○	×
休業・休暇の取得状況	×	○
(2) 採用の状況		
①就業形態別	○	○
②常勤採用者の就業前の状況	○	×
③常勤採用者における再就業者数の推移	○	×
(3) 退職者の状況		
①常勤職員の退職者数	○	○
②定年制度等	○	×
③退職の理由	○	○
3 勤務条件		
①1週間当たりの労働時間	○	×
②出産者数	○	×
③産前・産後休業	○	×
④育児休業	○	×
⑤介護休業	○	×
⑥代替職員の確保	○	×
⑦年次有給休暇	○	×
⑧夜勤体制	○	×
4 看護職員配置計画		
(1) 増減要因		
①病床数の今後の予定	○	○
②夜勤体制の充実	○	×
③看護配置の充実	○	×
④看護業務の改善	○	×
⑤訪問看護の充実等	○	○
⑥専門性の高い看護師の配置	○	×
⑦新入看護職員研修体制	○	×
⑧定年制度等の見直し	○	×
⑨看護職員確保の方策	○	×
病棟・外来部門の充実・見直し	×	○
病院管理・看護管理部門の充実・見直し	×	○
研修体制の充実・見直し	×	○
勤務環境の改善	×	○
その他	×	○
(2) 部門別看護職員配置数	○	×
(3) 就業形態別看護職員配置数	○	×
5 養成の状況		
①課程及び在学者数		
②卒業者の状況		
6 今後の課程及び定員の増減の予定		